

上里町奨学資金の申請について

この資金は、上里町奨学資金貸付条例に基づき、学習意欲のある生徒や学生でありながら、経済的な理由で高等学校以上の学校へ進学が困難な人に対して、その才能を育成するために貸し付けるものです。

〔対象者〕 次の事項に該当し、出身学校長、又は在学する学校長が適当と認め推薦した人です。

- ・ 町内に 6 ヶ月以上居住する世帯の子弟
- ・ 学習意欲があり、品行方正で勉学に耐える者
- ・ 経済的な理由により学資支出困難な世帯の子弟（世帯所得が基準内※1である）
- ・ 日本学生支援機構奨学資金等の他の奨学資金を借りていない者

※1 目安 … 45 歳の夫婦と 18 歳（高校 3 年）の子、15 歳（中学 3 年生）の子の 4 人家族（持家）で世帯全体の収入（給与所得控除後の額）が 391 万円 未満
（世帯構成によって違いますのであくまで目安としてお考えください。）

〔貸付額〕

高等学校（特別支援学校）等に在学する者	月額 20,000 円以内
高等専門学校・専修学校（専門課程で就業年限 2 年以上のものに限る）に在学する者	月額 30,000 円以内
短期大学・大学に在学する者（大学院は除く）	月額 40,000 円以内

〔貸付利率〕 無利子

〔提出書類〕 奨学資金貸付申請書※2 （様式第 1 号）
推薦調書 （様式第 2 号）
住民票の写し※3 （申請者及び世帯全員）
所得証明書※3 （所得のある方）
在学証明書※4 （1 通）

※2 保証人については、申請者とは別世帯の成年で独立生計を営む返済能力のある方

※3 町内に居住されている方は、住民票の写し・所得証明書については省略することができます。ただし、町外に居住されている保証人の方はいずれも必要です。また、令和 6 年 1 月 1 日以降に転入された場合につきましては前住所地での所得証明書を提出してください。

※4 在学証明書については 4 月 11 日（金）までに提出して下さい。

〔申請期日〕 令和 7 年 3 月 31 日（月）
※申請者本人が必ず持参してください。

〔償還方法〕 貸付事業が終了した月の 6 ヶ月後から、貸付月額の 2 分の 1 以上の額を返済月額として、返済開始から 10 年以内に返済していただくことになります。

◎問い合わせ・提出先 上里町教育委員会 教育総務課
TEL（35）1246（内線 3902）